

委託契約書（案）

業務の委託について、委託者山口県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）業務内容 RPAツール導入等業務
- （2）実施場所 山口市朝田1980番地7
山口県国民健康保険団体連合会
- （3）実施方法 別添仕様書のとおり

（委託料）

第2条 本業務の委託料の額は、金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

（委託期間）

第3条 本業務の契約期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（業務遂行上の責任者）

第5条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

（成果報告書の提出）

第6条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく本業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第7条 甲は、前条の報告書を受領したときは、当該報告書を受領した日から10日以内に本業務の成果について検査を行うものとする。

- 2 前項の検査に要する費用は、全て乙の負担とする。
- 3 乙は、本業務の成果が第1項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日までにその指示に従いこれを補正しなければならない。
- 4 前項の規定による補正に要する費用は、全て乙の負担とする。
- 5 前条並びに第1項及び第2項の規定は、第3項の規定による補正について準用する。

（委託料の請求及び支払）

第8条 乙は、本業務の成果が前条第1項（同条第3項の規定による補正をした場合にあっては、同条第5項において準用する同条第1項）の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

(権利の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この契約に定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第12条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(業務の調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施の状況について調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第14条 乙は、この業務委託の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に対し事故等の状況を報告しなければならない。

(履行不能の場合の処置)

第15条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰すことができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(契約不適合)

第16条 本業務の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容と適合しない場合、甲は、乙に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、又は解除をすることができる。

(損害の負担)

第17条 本業務の実施につき生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

2 乙は、本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

第19条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第20条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5、第20条の6の規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

(損害賠償)

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その

損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

第21条 乙は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、委託料の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第19条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の委託料の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

(違約金)

第22条 甲は、この契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は、委託料の額の10分の1に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 前2項の規定は、甲が第19条の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(契約の締結に要する費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の解決)

第24条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(専属的合意管轄)

第25条 本契約に関する訴訟については、山口地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(履行の決定)

第26条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 山口市朝田1980番地7
山口県国民健康保険団体連合会
理事長 池田 豊

受託者 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○
○○○○